

▲国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程

平成19年10月29日
達示第62号制定

(目的)

第1条 [この規程](#)は、国立大学法人京都大学(以下「本学」という。)における競争的資金等(以下「競争的資金等」という。)の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定め、教育研究機関としての本学の説明責任を果たし、本学に所属する研究者の研究活動等を支援することを目的とする。

(平25達30・一部改正)

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の適正な運営及び管理については、関係法令に定めるもののほか、[この規程](#)の定めるところによる。

(平25達30・一部改正)

(定義)

第3条 [この規程](#)において「競争的資金等」とは、各省各庁、独立行政法人、地方公共団体等から、教育研究機関においてその資金の経理を要請されているものをいい、その範囲は研究担当の理事が別に定める。

2 [この規程](#)において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター([国立大学法人京都大学の組織に関する規程\(平成16年達示第1号\)第3章第7節から第11節まで\(第47条第1項\)](#)に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。

(平22達36・平23達38・平24達31・平25達30・一部改正)

(責任と権限)

第4条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者及び部局管理責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な運営及び管理について本学を統括する権限を有すると共に最終責任を負うものとし、総長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営及び管理について、実務上、本学を統括する権限と責任を有し、研究担当の理事をもって充てる。
- (3) 副統括管理責任者は、統括管理責任者を補佐するものとし、財務担当の理事をもって充てる。
- (4) 部局管理責任者は、当該部局における競争的資金等の適正な運営及び管理について統括する権限と責任を有し、部局の長(事務本部にあっては、研究担当の理事。以下同じ。)をもって充てる。
- (5) 最高管理責任者は、統括管理責任者、副統括管理責任者及び部局管理責任者が責任を持って競争的資金等の適正な運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(平24達53・平25達30・一部改正)

(資金執行上の責任)

第5条 本学における競争的資金等の執行上の責任者は、当該競争的資金等の交付を受けた者又は競争的資金等の交付を受けた者から当該競争的資金等の配分を受けた者とする。

2 競争的資金等の会計に関する業務(会計伝票等の決裁等)に係る権限及び責任については、別に定めるところによる。

(平25達30・一部改正)

(組織体制)

第6条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に競争的資金等の不正防止計画推進室(以下「不正防止計画推進室」という。)を設置する。

2 不正防止計画推進室は、[次の各号](#)に掲げる者で組織する。

- (1) 統括管理責任者(不正防止計画推進室長)
- (2) 副統括管理責任者(不正防止計画推進室副室長)
- (3) 総務担当の理事

- (4) 産官学連携担当の理事
- (5) 法務・コンプライアンス担当の副学長
- (6) 総務部長
- (7) 財務部長
- (8) 研究国際部長
- (9) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員 若干名
- (10) 最高管理責任者が必要と認める学外の有識者 若干名
- 3 不正防止計画推進室は、[次の各号](#)に掲げる業務を行う。
 - (1) 競争的資金等の適正な運営及び管理に係る実態の把握及び検証に関すること。
 - (2) 不正防止計画の策定、推進及び検証並びに改善に関すること。
 - (3) 関係部局と協力し、不正の発生要因に対する改善策を講じること。
 - (4) 本学の教職員の行動に関する規範の浸透を図るための方策の策定及びその推進に関すること。
 - (5) その他最高管理責任者が必要と認めること。
- 4 不正防止計画推進室の事務は、財務部監理課ほか事務本部各部等の協力を得て、研究国際部研究推進課において処理する。

(平20達31・平23達38・平24達53・平25達30・一部改正)

(不正防止計画の実施等)

- 第7条 統括管理責任者は、不正防止計画推進室が策定した不正防止計画を、最高管理責任者の承認を得て、部局管理責任者へ提示する。
- 2 部局管理責任者は、当該部局において[前項](#)で提示された不正防止計画を実施し、その実施状況を毎事業年度ごとに統括管理責任者に報告しなければならない。
 - 3 統括管理責任者は、[前項](#)により部局から報告があった実施状況について、不正防止計画推進室において検証させ、その結果必要と認めるときは、部局管理責任者に不正防止計画の実施状況の改善を指示する。
 - 4 部局管理責任者は、[前項](#)により改善の指示があったときは、実施状況の改善に努め、その改善状況について、統括管理責任者に報告する。
 - 5 統括管理責任者は、[前項](#)の改善状況について不正防止計画推進室に報告する。

(平25達30・一部改正)

(監査)

- 第8条 監査室は、不正防止計画推進室及び部局管理責任者の競争的資金等の適正な運営及び管理に係る取組状況を監査する。

(平25達30・一部改正)

(相談窓口)

- 第9条 本学における競争的資金等に係る使用ルール及び事務手続について、学内外からの相談に対応するため、相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、事務本部各部の競争的資金等制度担当部署及び部局の競争的資金等担当部署とする。
- 3 相談窓口は、学内外からの相談を受けた場合は、本学における効果的な研究の遂行のため、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(平25達30・一部改正)

(通報窓口)

- 第10条 本学における競争的資金等の不正な経理等に関する通報に対応するため、監査室に通報窓口を置く。

- 2 競争的資金等の不正な経理等に関する通報を行う者(以下「通報者」という。)は、当該通報を行う際は顕名によるものとし、競争的資金等の不正な経理等を行った者の氏名又は個人若しくは団体が特定できる名称及び当該通報の客観的かつ合理的な根拠を明らかにしなければならない。
- 3 [前条](#)に定める相談窓口又は部局管理責任者(当該相談窓口の教職員又は部局管理責任者が通報の対象となっている場合は、これに代わる者。以下同じ。)が競争的資金等の不正な経理等の通報を受けた場合は、速やかに相談窓口の教職員は部局管理責任者に、部局管理責任者は監査

室に報告する。

- 4 監査室は、[第2項](#)の通報又は[前項](#)の報告が匿名による場合又は通報者が匿名による取扱いを希望する場合は、[京都大学における公益通報者の保護等に関する規程\(平成18年達示第88号\)](#)による公益通報として取り扱う。
- 5 監査室は、[第2項](#)の通報又は[第3項](#)の報告を受けた場合は、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、関係部局の部局管理責任者又は事務本部関係各部等に通知する。
(平25達30・一部改正)

(部局調査)

- 第11条 部局管理責任者は、監査室から[前条第5項](#)による通知又は統括管理責任者から競争的資金等の不正な経理等に起因する調査の指示を受けた場合は、部局に調査委員会(以下「部局調査委員会」という。)を設置し、通報、指示された内容等に関する調査(以下「部局調査」という。)を行う。
- 2 部局調査委員会は、部局管理責任者が指名する調査委員3名以上により構成し、専門的知識等を有する学外者を加える等により、調査の透明性を確保する。
- 3 部局調査委員会は、部局調査において必要に応じて、統括管理責任者に対し、事務本部関係部課の協力を要請することができる。
- 4 部局調査委員会は、調査終了後、速やかに調査結果を部局管理責任者に報告する。
- 5 部局管理責任者は、[前項](#)の報告を受けた場合は、当該調査結果を速やかに統括管理責任者に報告する。

(平25達30・追加)

(本部調査)

- 第12条 統括管理責任者は、必要に応じて、部局調査とは別途の調査(以下「本部調査」という。)を行うため、調査委員会(以下「本部調査委員会」という。)を設置することができる。
- 2 [前条第2項](#)から[第4項](#)までの規定は、本部調査委員会について準用する。この場合において、「部局調査委員会」とあるのは「本部調査委員会」と、「部局管理責任者」とあるのは「統括管理責任者」と、「部局調査」とあるのは「本部調査」と読み替えるものとする。

(平25達30・追加)

(最高管理責任者等への調査結果の報告)

- 第13条 統括管理責任者は、[第11条第5項](#)又は[前条第2項](#)により準用する[第11条第4項](#)の規定による報告を受けた場合は、当該調査結果を速やかに最高管理責任者及び不正防止計画推進室に報告する。

(平25達30・追加)

(不正な経理等の発生要因の改善)

- 第14条 統括管理責任者は、必要があると認めるときは、部局管理責任者又は不正防止計画推進室に不正な経理等の発生要因に対する改善策を講じさせることができる。

(平25達30・追加)

(処分)

- 第15条 本学教職員が競争的資金等の不正な経理等を行った場合は、本学の規程に基づき、厳格な処分を科す。
- 2 競争的資金等の不正な経理等を行った教職員のほか、その教職員を監督する地位にある者についても、その責任を問うことがある。
- 3 競争的資金等の不正な経理等に関与した取引業者については、財務担当の理事が別に定めるところにより、厳正な処置を行う。

(平25達30・追加)

(調査結果の公表)

- 第16条 統括管理責任者は、部局調査委員会又は本部調査委員会の調査の結果、競争的資金等に係る不正な経理等が行われたことが明らかになったときは、原則、最高管理責任者の承認を得て、当該調査結果を公表する。

(平25達30・追加)

(不利益取扱いの禁止)

- 第17条 本学の役員又は教職員は、競争的資金等の不正な経理等に関する通報をしたことを理由

として、当該通報者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(平25達30・追加)

(会計関係規程の適用)

第18条 競争的資金等の適正な運営及び管理に当たって、当該競争的資金等の交付機関から本学の会計関係規程を適用するよう要請のあった場合には、当該関係規程を適用する。

(平25達30・旧第11条繰下・一部改正)

(雑則)

第19条 [この規程](#)に定めるもののほか、競争的資金等の適正な運営及び管理に関し必要な事項は、研究担当の理事が定める。

(平25達30・旧第12条繰下・一部改正)

附 則

- 1 [この規程](#)は、平成19年10月29日から施行する。
- 2 当初の不正防止計画は、平成21年3月31日までに策定するものとする。
- 3 部局管理責任者は、当初の不正防止計画を作成するための必要な調査に協力し、資料を提出するものとする。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則(平成25年達示第30号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。